

平成29年度 佐野市行政経営方針(要旨)

本市のまちづくりは、「育み支え合うひとびと、水と緑と万葉の地に広がる交流拠点都市」を将来像とした佐野市総合計画に基づいて進めています。この計画を着実に推進するために、平成29年度佐野市行政経営方針を策定しましたので、その要旨をお知らせします。なお、詳細は、お問い合わせいただくか、市ホームページをご覧ください。

■問合せ＝政策調整課 ☎(20)3000

平成29年度 行政経営の基本方針

1. 効率的な行政経営を推進します
2. 持続可能な財政運営を推進します
3. 総合計画を推進する組織編成と職員の育成を図ります
4. 市民と行政の協働を推進します
5. 地方創生に向けた人口減少克服戦略の推進を図ります

平成29年度の主な取り組み

事務事業の重点化と見直しの推進

決算状況を反映した予算編成

総合計画を推進する組織編成

分権時代を担う職員の育成と人事管理

市の役割の明確化と市民との協働の推進

公共施設管理運営の見直し

民間活力の活用

特別職の報酬などの適正化

「佐野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」の積極的な推進

平成29年度の重点施策

行政評価の結果を踏まえ、次の12施策を重点施策として選定しました。

- ①消防・防災体制の強化
- ②まちなかの活性化と公共交通網の整備
- ③子育てと仕事の両立支援
- ④豊かで健やかな長寿社会の実現
- ⑤都市型農業の推進と中山間地域の活性化
- ⑥活力ある商業・鉱工業の振興
- ⑦北関東自動車道沿線開発と企業誘致の促進
- ⑧ひとを集める観光戦略の展開
- ⑨魅力ある観光資源の開発と整備
- ⑩都市ブランド戦略の推進
- ⑪特色ある教育と心の教育の推進
- ⑫スポーツツーリズムの推進

佐野の港がまもなく開港「佐野インランドポート」



佐野田沼インター産業団地内
平成29年度供用開始予定



クリケットなどによる
スポーツツーリズムの
推進



佐野ブランドキャラクター「さのまる」を
けん引役とした都市ブランド戦略の推進



平成27年度決算における健全化判断比率などを公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下、「財政健全化法」という）」により、平成27年度決算における健全化判断比率などについてお知らせします。

1 健全化判断比率の状況

本市の指標は、いずれも国が定める基準以下です。本市の財政状況は、財政健全化法では健全段階にあり、同法に基づく財政健全化計画および財政再生計画の策定は不要となります。

健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成27年度	— (実質赤字額なし)	— (連結実質赤字額なし)	4.8%	10.2%
早期健全化基準	11.92%	16.92%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

- ・**実質赤字比率**…一般会計などの実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**連結実質赤字比率**…全会計の実質的な赤字額が、標準的な収入に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**実質公債費比率**…一般会計などの実質的な借入金の返済額が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標
- ・**将来負担比率**…一般会計などが抱える実質的な負債（特別会計、一部事務組合、第3セクターなどに対するものを含む）の残高が、標準的な収入（元利償還金などに係る基準財政需要額算入額を除く）に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

2 資金不足比率の状況

各公営企業会計において、資金不足がないため財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定は不要となります。

特別会計の名称	水道事業会計	病院事業会計	公共下水道事業特別会計	農業集落排水事業特別会計	佐野田沼インター産業団地造成事業特別会計	西浦・黒袴第二工区産業団地造成事業特別会計
平成27年度	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)	— (資金不足額なし)
経営健全化基準	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%	20.0%

- ・**資金不足比率**…公営企業会計ごとの資金不足額が、事業の規模に対して、どのくらいの割合になるのかを示す指標

○基準を超えると？

いずれかの早期健全化基準（黄色信号）を超えると「早期健全化団体」になります。それより悪い、財政再生基準（赤信号）を超えると、従来の財政再建団体にあたる「財政再生団体」となります。

また、経営健全化基準を超えた公営企業会計については、経営健全化計画の策定が必要となります。

○早期健全化団体になると？

財政健全化計画を策定し、その計画に基づく財政健全化を行います。

○財政再生団体になると？

財政再生計画を定め、その計画に基づく財政再生に取り組むことになります。

総務大臣の許可を得なければ、市債の発行ができません。

税金や公共料金の増額、市民サービスについて見直しをすることになります。

- 財政健全化法に関する資料は、総務省のホームページでご覧になれます。

<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/kenzenka/>

■問合せ＝財政課 ☎(20)3003

